

求職活動等要件の暫定的緩和について

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第3条第2項第1号中「毎月4回以上、市の支援員等による面接等の支援を受けること」とあるのは、「毎月1回以上、市の支援員等より文書等を通じて支援を受けること」と読み替えて適用する。

新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、第3条第1項第1号中「就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況」と規定する場合における同項第3号及び別記様式第2号（裏面）の適用については、同項第3号中「就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動」とあるのは「誠実かつ熱心に求職活動」と、別記様式第2号（裏面）中「受給中は、公共職業安定所に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動」とあるのは「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動」とし、同条第2項第2号及び第3号の規定は適用しない。

| | 申請時 公共職業安定所へ の求職申込み | 受給中の就職活動 | | |
|---------|---------------------------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | | (1) 市の支援員等 との面談等 (月4回以上) | (2) ハローワーク での職業相談等 (月2回以上) | (3) 求人先への 面接・応募等 (原則週1回以上) |
| ① 離職・廃業 | 必須 | 必須※月1回以上 | 必須 | 必須 |
| ② 休業等 | 任意 | 必須※月1回以上 | 任意 | 任意 |

（参考）登別市生活困窮者住居確保給付金支給実施要綱

第3条第1項第1号 離職又は廃業の日から起算して2年以内であること、又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。この場合において、離職時又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が減少した時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。

第3条第1項第3号 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行う意思を有していること。

第3条第2項 対象者は、支給期間中に、常用就職に向けた求職活動として、次の各号に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 毎月4回以上、市の支援員等による面接等の支援を受けること。
- (2) 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談等を受けること。
- (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うこと、又は求人先の面接を受けること。